

# 香川県報



第 1 号

平成 17 年

1月4日(火曜日)

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更の届出（健康福祉総務課）  
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地の変更の届出

生活保護法の規定による指定施設機関を廃止した旨の届出（ ）  
生活保護法の規定による指定施設機関を廃止した旨の届出（ ）

## 公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（二件）（経営支援課）

土地改良事業の適否決定（二件）（土地改良課）

土地改良事業の認可（ ）（ ）

土地改良区の役員の就退任の届出（二件）（ ）（ ）

開発行為に関する工事の完了（建築課）

## 正 誤

平成十六年十月十九日（香川県報第九一七七号）香川県選挙管理委員会告示  
第二百一十一号中訂正

## 告 示

香川県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機  
関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	名 称		開設者	所 在 地
	変更前	変更後		
平成一六、一一、一	医療法人社 団グローバ ル会デンタ ルステーシ ョン丸亀	医療法人社 団グローバ ル会デンタ ルステーシ ョンまるが め歯科医院	医療法人社 団グローバ ル会	丸亀市川西町南二 八〇番地

香川県告示第二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機  
関の所在地の変更について次のとおり届出があった。  
平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	名 称	開設者	所 在 地	
			変更前	変更後
平成一六、一一、一五	医療法人社団 健成会河田病 院	医療法人社団 健成会	観音寺市観音 寺町甲五〇五 番地	観音寺市茂木 町五丁目五番 三二号
平成一六、一一、一五	大平産婦人科 医院	大平 繁夫	観音寺市観音 寺町甲七六一 番地	観音寺市茂木 町四丁目六番 一六号

香川県告示第三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二  
の規定により、次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一六、一一、二五		桂田志雄	綾歌郡綾南町大字畑田九六四番 地二二一

公 告

香川県公告第一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社イズミ 広島県広島市南区京橋町二番二号
  - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三二四番一ほか
  - 3 変更しようとする事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
変更前 午後十時  
変更後 午後十一時  
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで  
変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
  - 4 変更年月日  
平成十七年二月一日
  - 5 変更する理由  
顧客の利便性を向上するため
- 二 届出年月日  
平成十六年十二月二十日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
- 1 縦覧場所

- 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課  
縦覧期間  
平成十七年一月四日(火曜日)から同年五月六日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年五月六日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目  
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(四) 意見の内容
  - 2 提出先  
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ  
香川県公告第二号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十七年一月四日
- 一 届出の概要
- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
有限会社國村不動産 高松市上福岡町二二四〇番地  
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
- 香川県知事 真 鍋 武 紀

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ上福岡店 高松市上福岡町字深田八三八番地一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 駐輪場の位置

変更前 別図のとおり

変更後 別図のとおり

(二) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 二〇五平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 一八一平方メートル

(三) 廃棄物等の保管施設の位置

変更前 別図のとおり

変更後 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十七年八月二十二日

5 変更する理由

老朽化した施設の改修及び業務用車両の場内走行の円滑化を図るため

二 届出年月日

平成十六年十二月二十一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年一月四日（火曜日）から同年五月六日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年五月六日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業白坂南地区）を行うことについて平成十六年十二月十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年一月十八日から同年二月七日まで縦覧に供する。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年一月十一日から同月三十一日まで縦覧に供する。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土地改良事業名	縦覧場所
綾南町	団体営ため池等整備事業(小規模)丸池地区	綾南町経済課
"	団体営ため池等整備事業(小規模)日切池地区	"

香川県公告第五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月十三日認可した。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業三軒家地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業中森地区	"
"	単独県費補助土地改良事業藤池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業原庫地区	"
"	単独県費補助土地改良事業川原地区	"

香川県公告第六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市十河土地改良区から役員が退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事	真鍋 寛	高松市十川東町二一九番地	平成一六、七、三一
"	関元 密	"	"
"	宮本 義和	"	"
"	橋本 俊夫	十川西町二〇〇番地一	"
"	鹿庭 正信	"	"
"	穴吹 健	九一八番地二	"
"	古川 唯夫	"	"
"	橋本 良一	小村町五五二番地四	"
監事	神内 正治	亀田南町三五四番地	"
"	佃 昌二郎	"	"
"	多田 巧	十川東町一〇九四番地	"
"	稲井 茂文	十川西町三〇八番地	"
二 就任した役員			
理事	十川 進	小村町四七〇番地五	"
"	佃 昌二郎	高松市十川東町八八五番地二	"
"	宮本 義和	"	"
"	大高 正博	一〇九四番地	"
"	松村 勝彦	"	"
"	鹿庭 正信	十川西町二五七番地五	"
"	古川 唯夫	四六八番地七	"
"	大西 浩	"	"
"	橋本 良一	九一八番地二	"
"	橋本 良一	六番地	"
監事	真鍋 寛	小村町五五二番地四	"
"	橋本 俊夫	亀田南町三五四番地	"
"	小川 敏和	十川東町二一九番地	"
"	河野 重利	十川西町二〇〇番地一	"
"		小村町四八四番地	"
"		小村町四八四番地	"
"		亀田南町四四〇番地	"

香川県公告第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、さぬき市長尾土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
一 退任した役員	理事 寒川 正行	さぬき市昭和三五二番地	平成一六、一〇、一九
	松原 恒吉	造田宮西三一七番地二	"
	松原 照好	造田是弘一二二六番地	"
	松岡 一三	造田野間田二五一番地一	"
	長崎 政則	造田乙井四三七番地	"
	只川 潔	長尾東六三三番地一	"
	櫻村 洋一	" 二二二八番地二	"
	吉田 勲	長尾西一五四番地一	"
	岡田 正義	" 一一一五番地	"
	橘 和雄	" 二二〇一番地一	"
	蓮井 武一	長尾名一〇三二番地二	"
	小西 俊雄	" 一五六五番地	"
	寒川 巧	前山一〇四五番地	"
	眞部 善美	多和助光西二五番地	"
	安部 頼光	多和中山上七四番地一	"
監事	寺北 光郎	昭和五〇四九番地二	"
	山本健二郎	造田野間田九六二番地二	"
	岩田 文男	長尾東二二八番地	"
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
	理事 寒川 正行	さぬき市昭和三五二番地	平成一六、一〇、一九
	松原 恒吉	造田宮西三一七番地二	"
	松原 照好	造田是弘一二二六番地	"
	十河 道夫	造田野間田七五〇番地一	"
	三宅 保	造田乙井六九三番地二	"
	石川 基宣	長尾東八二〇番地三	"
	櫻村 洋一	" 二二二八番地二	"
	吉田 勲	長尾西一五四番地一	"
	白井 俊治	" 一三八八番地	"
	山下 正美	長尾西二〇五六番地四	"
	穴吹 始	長尾名七一五番地一	"
	向井 博	前山二五六二番地	"
	寒川 巧	" 一〇四五番地	"
	眞部 善美	多和助光西二五番地	"
	安部 頼光	多和中山上七四番地一	"
監事	寺北 光郎	昭和五〇四九番地二	"
	富田 義雄	" 五八〇六番地	"
	石川 良治	長尾東三七四番地一	"

香川県公告第八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 丸龜市郡家町字地頭五九三 一、五九四、五九五 三及び同市三糸町字上村四九五 一の二部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 丸龜市郡家町五一六 一 窪田正明

正 誤

平成十六年十月十九日(香川県報第九一七七号)香川県選挙管理委員会告示第百二十一号中訂正

一四ページ	
上段	
正	誤
北村 勝	木村 勝

平成十七年一月四日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています